

# 給付金の支給手続き

## I 令和4年度住民税（均等割）が非課税の世帯 ※未支給の世帯のみ

### 世帯の全ての方が、令和4年度住民税均等割非課税の場合

- 対象となる世帯には、伊東市から、給付内容や確認事項が書かれた確認書が届きます。
- 中身を確認して、伊東市に返信してください。



#### 【確認事項】

- ①記載された給付金振り込み口座に変更がないか
- ②住民税が課税されている方の扶養親族のみの世帯ではないこと
- ③住民税課税となる所得があるのに未申告である者がいないこと
- ④既に住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の支給を受けた世帯又は当該世帯の世帯主であった者を含む世帯ではないこと  
(令和3年度非課税世帯等臨時特別給付金（家計急変世帯分も含む。）との重複受取は×)

## II 新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少し、世帯全員が住民税非課税相当※1となった世帯(家計急変世帯)

※ 住民税非課税相当とは、世帯員全員のそれぞれの年収見込額（令和4年1月以降の任意の1か月収入×12倍）が市民税均等割非課税水準以下であることを指します。（対象収入は、給与収入、年金収入及び事業又は不動産収入となります。）

（一例）住民税非課税となる年間給与収入の目安（伊東市の場合）単身の場合：96.5万円以下、1人を扶養している場合146.9万円以下

- 給付金を受け取るには、申請が必要です。
- 伊東市の窓口にご相談ください。



**!** 新型コロナウイルス感染症の影響ではない収入減少により給付を申請した場合、不正受給（詐欺罪）に問われる場合があります。



住民税非課税世帯等に対する臨時特例給付金の「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！



自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

## お問い合わせ

内閣府住民税非課税世帯等に対する  
臨時特別給付金コールセンター

 **0120-526-145**

受付時間 9:00~20:00（土日祝、12/29~1/3を除く）

伊東市臨時特別給付金事務局

「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金」窓口

☎ **0557-52-3081**

受付時間 平日8:30~17:00

メールアドレス：kyufu@city.ito.shizuoka.jp